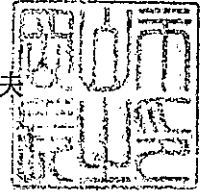


岡 行 革 第 8 9 号

令和 2 年 1 1 月 2 0 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫



包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

・平成 21 年度包括外部監査	4 項目
・平成 25 年度包括外部監査	1 項目
・平成 28 年度包括外部監査	1 項目
・平成 29 年度包括外部監査	15 項目
・平成 30 年度包括外部監査	9 項目

以上



平成21年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和2年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	所管課	団体名	意見の要旨	措置内容
1	庭園都市推進課	(財)岡山市公園協会	(16) 統合 (財)岡山市スポーツ・文化振興財団が解散した場合はそのスポーツ分野の吸収統合を行うべきである。	(公財)岡山市スポーツ・文化振興財団のスポーツ分野は、(公財)岡山市公園協会ではなく、(一財)岡山市スポーツ協会へ統合した。
2	文化振興課	(財)岡山シンフォニーホール	(8) 本財団の在り方 職員はオーケストラや舞台演出等に関するノウハウを蓄積しているので、民間企業とのJVや寄付行為の改定により、他の施設の管理者になったり、ソフト事業を行うなど、様々な方向性の検討が望まれる。 また、(財)岡山市スポーツ文化振興財団の文化部門との統合を含め、在り方を検討すべきである。	岡山フィルハーモニック管弦楽団の事業については、平成30年度から首席演奏者を7名固定し、岡フィル独自の音を提供する楽団として強化を図った。また、平成30年8月に「岡フィルを育てる会」を発足し、官民をあげて支援をする応援組織を立ち上げた。 財団の在り方検討について、(公財)岡山シンフォニーホールと(公財)岡山市スポーツ・文化振興財団は、令和2年4月1日に財団統合し、財団名称を(公財)岡山文化芸術創造に変更した。
3	文化振興課	(財)岡山シンフォニーホール	(17) 統廃合 指定管理者に選定されなかった場合の自主事業の実績や本市の文化振興における本財団の役割等を検証し、(財)岡山市スポーツ・文化振興財団の文化部門との統合を含め、あり方を検討すべきである。	財団の在り方検討について、(公財)岡山シンフォニーホールと(公財)岡山市スポーツ・文化振興財団は、令和2年4月1日に財団統合し、財団名称を(公財)岡山文化芸術創造に変更した。
4	文化振興課	(財)岡山市スポーツ・文化振興財団	(6) 本財団の見直し 本財団の運営が施設管理に依存することがないよう、おかやま国際音楽祭をはじめとする本市の文化振興策や本財団の自主事業を、機動的、効果的、安定的に実施できる体制を早急に整える必要がある。また、スポーツ分野における(財)岡山市公園協会や、文化分野における(財)岡山シンフォニーホールなど同様の設立目的や事業をもつ団体との統合が本財団の存続の条件であるとする。	財団の在り方検討について、(公財)岡山シンフォニーホールと(公財)岡山市スポーツ・文化振興財団は、令和2年4月1日に財団統合し、財団名称を(公財)岡山文化芸術創造に変更した。

平成25年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和2年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	監査項目	意見の要旨	措置内容
1	農村整備課	岡山市土地改良区統合整備促進事業補助金	岡山市土地改良区統合整備促進事業補助金は平成21年4月1日から制度を開始したもの一度も申請がない。 補助金の目的である土地改良区の合併が促進されるためにも、継続的に見直しを行い、十分な制度としていくことが望ましい。例えば、現在の補助対象は「合併及び連合」と「合同事務所」であるが、共通している業務や事務を統合するだけでも当該補助金の目的は部分的にも達成できることから、補助対象を広げる等の検討をされたい。	土地改良区は、農業振興を行う上で必要不可欠な農業用施設の整備や維持管理の中心的役割を担っている重要な団体であるが、本市内の土地改良区は、その規模が小さく組織としての基盤が脆弱な団体が多いことや高齢化等による農業者の減少など、組織運営において、農業・農村をとりまく構造の変化に苦慮している状況である。 今後は、事業運営の透明化やガバナンス強化を推進し、組織運営の基盤の強化を図ることが必要であり、当該補助制度を継続し、体制強化を支援していく。 なお、現時点で合併等が行われていないのは、当該補助対象等に問題があるわけではなく、各土地改良区において、賦課金の額の相違、財産の処遇、水利慣行などの様々な問題を抱えているためであり、今後も土地改良区検査等で組織運営について指導していくとともに必要に応じて補助対象の内容についても検討していく。

平成28年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和2年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	監査項目	意見の要旨	措置内容
1	女性が輝くまちづくり推進課	男女共同参画推進事業費 (DV被害者民間シェルター運営支援事業補助金)	＜補助金額の増額の検討＞ DV被害民間シェルターの補助金額が65万円であり、民間団体にとっては、赤字となることが見込まれることから、応募がないと思われる。補助金額の増額や何らかのインセンティブを付与するなど、民間団体が応募するような条件となるように改訂すべきである。	令和2年度より補助金額を100万円に増額。被害者支援に必要な研修受講支援費を新たに補助の対象とするとともに、賃借料の補助率を上げる見直しも行った。現在1団体に対し、交付決定を行っている。

平成29年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和2年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	監査項目	意見の要旨	措置内容
1	危機管理室	業務継続計画	<意見1 危機管理室と各部の連携について> 災害対策本部における各部に対して、業務継続のための災害対応マニュアル等の作成を依頼し、危機管理室が当該マニュアルを確認し、各部と相互連携を図ることになっているが、平成28年度末現在、完了していない。早期完了させ、危機管理室と各部の相互認識の強化を図る必要がある。	全ての局において災害対応マニュアルを作成した。
2	危機管理室	総合防災訓練等	<意見4 各部署連携の防災訓練について> 岡山市では例年、水防訓練、総合防災訓練、図上防災訓練、職員参集訓練等を行っているが、各部署が作成した災害対応マニュアルが平成28年度末現在、完了していないため、大規模災害発生時の想定事項、想定リスク等（電力や水道の停止、橋梁の崩落、道路の寸断等）を集約・共有し、当該想定事項を織り込んだ防災訓練の実施が不十分である。来年度以降は、各部署が作成した災害対応マニュアルをもとに、情報を集約・共有した防災訓練の実施が必要である。	災害対策本部体制において情報収集・応急対応等の図上訓練を令和2年1月22日に、岡山市災害対策本部室において、実施した。今後、各部署が作成した災害対応マニュアルに基づき、災害発生時の想定事項、想定リスク等の情報を集約・共有した図上防災訓練を令和3年1月頃に実施予定である。
3	下水道河川計画課	(1) 災害予防 1. 下水道による浸水対策（浸水対策特別事業含む）	<意見6 下水道所管施設操作員の高齢化について> 現在の下水道所管施設操作員年齢構成は高齢化している。大雨時など危険を伴うため、操作員の若年化やゲートの遠隔操作化を推進する必要がある。	遠隔操作化について、現在、芳田第1ゲートほかの4か所の雨水ゲートが工事契約中であり、その他の芳田第5ゲートほかの4か所の雨水ゲートについても、工事発注が済みで、操作員の高齢化が深刻なゲートについては、今年度中に工事が完了する予定である。今後も岡山市浸水対策行動計画に基づき、雨水ゲートの遠隔操作化を進めていく。
4	建築指導課	(1) 災害予防 12. 住宅・建築物等耐震改修（住宅・建築物耐震改修等補助事業）	<意見20 木造住宅耐震診断等業務に関する協定書について> 木造住宅耐震診断等業務は、岡山県が作成した岡山県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき、岡山県からの依頼により、岡山県知事が指定した岡山県内唯一の木造住宅耐震診断等の耐震評価機関である岡山県建築士事務所協会が、現地調査から報告書作成、診断評価までを行っている。県内市町村はそれを受け同様に運用しているところであるが、現在岡山市と岡山県建築士事務所協会との協定書を作成していない。岡山市と岡山県建築士事務所協会の責任関係を明確にするために、岡山県に対して岡山県建築士事務所協会と協定書を締結するように働きかけを行い、本制度を運用している岡山市においても協定書を締結することができるように岡山県及び岡山県建築士事務所協会と協議すべきである。	本事業を円滑に実施するために、岡山県は補助主体への補助と事業の円滑なサポート、岡山県建築士事務所協会は耐震診断の評価及び耐震診断等の適正で円滑な評価を行うため耐震診断員への連絡等の調整、県内市町村は本事業の事務手続きと各々の役割が明確であり、円滑な業務が実施でき責任の所在が明らかなため、県と同様、市も協定書の締結は必要ないと考えている。

No.	担当課	監査項目	意見の要旨	措置内容
10	危機管理室	(2) 応急対策 3.避難場所の指定・管理	＜意見30 避難場所の耐震化について＞ 岡山市において想定される最大規模の災害が南海トラフ巨大地震であるから、その他の施設(避難場所のうち市立小学校、市立中学校、コミュニティハウス及び公民館以外の施設)についても耐震化の状況を調査し、地震の際の避難場所として利用できるかどうかを明らかにすべきである。	市有施設の耐震の有無について地域防災計画に記載した。
11	危機管理室	(2) 応急対策 6.炊き出し(想定される時期)	＜意見33 炊き出しの想定される時期について＞ 地域防災計画を時間区分によって整理し、それぞれの区分において岡山市として対策を行う部分を明らかにすべきである。	小・中学校(指定避難所)及び給食センター等の給食施設を利用する場合は、災害の状況により異なるが、施設の安全性が確認でき、学校が再開するまでは給食施設を利用して実施する旨を地域防災計画に追記した。
12	危機管理室	(2) 応急対策 7.備蓄物資(危機管理室)	＜意見37 備蓄量の達成率について＞ 非常用備蓄品のうち、排便収納袋、間仕切りの備蓄目標に対する備蓄量の割合が低い。保管にスペースを要する物品であり保管場所を確保できていないためである。早期に保管場所を確保し、備蓄量を目標量に達成する必要がある。	岡山西部総合公園(仮称)の整備に令和2年度に工事着手しており、令和3年度秋ごろに岡山西部総合公園(仮称)内に集中備蓄倉庫を整備できる予定であり、完成次第、目標量の備蓄をすすめることとしている。
13	危機管理室	(2) 応急対策 7.備蓄物資(危機管理室)	＜意見38 分散備蓄の細分化について＞ 分散備蓄について、すべての箇所に備蓄することを目標としているが、特に小中学校については、備蓄スペースがない等の理由により、全ての箇所に備蓄できていない。スペースに空きができた場合には、連絡するように事前に通知するなど、備蓄箇所を増加させる必要がある。	現在、小中学校の備蓄スペースの確保を進めており、令和2年度に完了予定である。
14	消防企画総務課	(3) 災害発生時の担い手 3.消防団	＜意見45 消防団の強化について＞ 消防団は、岡山市の地域防災計画でも活動の担い手として重視されているが、災害発生時の活動を充実させるためには、より一層の強化が必要である。	学生消防団活動認証制度を継続し、学生団員については増加している。女性団員については継続して訓練を実施している。 令和元年12月に「岡山市消防団の定員、給与、服務等に関する条例」の一部を改正、定年の引上げ(分団長、副分団長及び部長 67歳、班長及び団員 65歳)及び入団条件を緩和(年齢50歳以下の廃止)した。
15	危機管理室	(3) 災害発生時の担い手 4.自主防災組織	＜意見46 自主防災会の防災訓練について＞ 自主防災会の団体数は増加しており、全体として防災意識が高まっている一方で、形骸化が懸念される団体があるため、特に長期にわたり自主防災会防災訓練実施申請のない団体に対して、より一層の自主防災意識向上の啓発活動が求められる。	令和元年度に自主防災組織への準備助成金、令和2年度には運営助成金を拡充した。いずれも、自主防災訓練の経費として活用が期待されることから、助成金の周知にあわせて訓練の実施についても周知している。

平成30年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和2年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	監査項目1	監査項目2	指摘の要旨	措置内容
1	収納課	市税の滞納整理	4 滞納処分 (運用の統一基準)	滞納処分の運用に関して、統一的な基準を定めるべきである。	滞納処分の運用に関する統一的な基準を定めた「徴収事務の手引き」を作成した。
2	収納課	市税の滞納整理	7 滞納処分の 停止(運用基準)	滞納処分の停止(地方税法15条の7)の運用に関して、統一的な基準を定めるべきである。	滞納処分の停止の運用に関する統一的な基準を定めた「滞納処分の停止の実施要領」を作成した。
3	収納課	市税の滞納整理	8 滞納処分の 停止(即時消滅の運用)	滞納者に所有不動産があるケースにおける即時消滅(地方税法15条の7第5項)の運用に関して、統一的な基準を定めるべきである。	滞納者に所有不動産があるケースにおける即時消滅の運用に関して、統一的な基準を定めた「滞納処分の停止の実施要領」を作成した。
4	収納課	市税の滞納整理	11 債権管理 マニュアル	平成16年9月作成の「市税に関するマニュアル」を改定すべきである。	課内で中堅職員を中心に「チーム」を立ち上げ、再任用職員及び会計年度任用職員(国税局OB)の助言、指導を受けながら、「市税に関するマニュアル」を「徴収事務の手引き」に現行の業務に即したものに改定した。
5	料金課	保険料等の滞納整理	6 滞納処分の 停止	滞納処分の停止(地方税法15条の7)の運用に関して、統一的な基準を定めるべきである。	滞納処分執行停止に関して課内で検討し、統一的な運用の基準を作成した。
6	環境事業課	し尿処理手数料	(3)債権管理 マニュアル、 債権管理事務の引継ぎ	債権管理マニュアル及び債権管理事務(ノウハウ等)の引継ぎに関する様式を整備すべきである。	事務処理要領を作成済み。

平成30年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和2年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

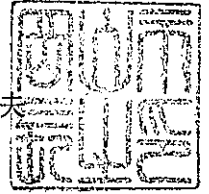
No.	担当課	監査項目1	監査項目2	意見の要旨	措置内容
1	市税事務所 課税管理課	固定資産税	ア 未登記建物の調査	固定資産税の賦課決定の期間制限は5年(地方税法17条の5第5項)であるから、新旧航空写真の対比は、写真対比の外部委託費を考慮のうえ、6年よりも短い間隔(現に撮影されている3年間隔)で実施することが望ましい。なお、6年前の写真との対比によっても、5年の期間制限にかからない可能性はあるが、いずれにしても、その建築年月日は所有者の申告を待たざるを得ず、適時に申請・申告がなされない場合、適正な賦課が実現できない。	地図データを活用した異動判読業務委託の業者を入札により決定し、令和2年度から未評価家屋に随時課税を行っていく。
2	収納課	市税の滞納整理	2 納付相談	納付相談の際に滞納者から聴取すべき資産・負債、収入・支出等の項目を定めた書式を作成するのが望ましい。	納付相談の際に聴取すべき項目を定めた「納付相談票」を作成し、業務マニュアル「徴収事務の手引き」にも加えた。
3	こども福祉課	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	(1)所在調査	県外に転居して所在が把握できない滞納者について、市職員による現地調査が困難な場合、現地調査をサービサーに外部委託する等して、県外における現地調査を実施することが望ましい。	令和元年度県外調査を民間に委託して7件実施した。3件は居住確認できなかったが、4件が居住確認でき、2件は面談できた。一定の効果が認められたため、令和2年度も引き続き民間事業者へ事務委託を行い県外の所在調査を行う。

岡 行 革 第 9 0 号

令和 2 年 1 1 月 2 0 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫



包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

・ 令和元年度包括外部監査 83 項目

以上



令和元年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和2年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	監査項目	指摘の要旨	措置内容
1	ICT推進課 情報システム課	(1)全情報システムについての調査	パスワードの定期的な更新がなされていない。	令和2年6月19日に職員用グループウェアの掲示板にて、パスワードの定期的な変更が必要な旨を周知した。
2	ICT推進課 情報システム課	(2)平成30年度予算が0円のシステムについての調査	情報システム台帳への反映を徹底されたい。	令和2年7月17日に全庁に正しく更新されていないシステムがあるため、更新を正確に行うよう依頼した。入力期限後に、予算があるのに更新されていない、予算がないのに廃止されていないなど、更新漏れがあると思われるシステムを抽出し情報部門にてチェックを実施した。今後も同様に各課での入力完了後のチェックを実施する。
3	ICT推進課 情報システム課	(3)重点調査対象システムについての調査	USBメモリ等の利用記録が作成されていない部署がある。	令和2年7月20日実施の局主管課長会議にて、USBメモリ登録簿の作成、利用の都度記録簿への記録を実施するよう周知した。今後も定期的に周知していく。
4	ICT推進課 情報システム課	(3)重点調査対象システムについての調査	USBメモリ等の保管状態が適切ではない部署がある。	令和2年7月20日実施の局主管課長会議にて、USBメモリは施錠できる保管場所ので一元管理するよう周知した。今後も定期的に周知していく。
5	ICT推進課 情報システム課	(3)重点調査対象システムについての調査	外部からの持ち込み記録媒体を接続する手順について、岡山市情報セキュリティポリシーに則った手順によらないとの回答が相当数見受けられた。	令和2年8月3日に職員用グループウェアの掲示板にて、外部からの持ち込み媒体は事前にウイルスチェックが必要な旨を周知した。今後も定期的に周知していく。
6	野殿事業所 行政執行適正化推進課 東部リサイクルプラザ 御津支所総務民生課 児島地域センター	(2)岡山市情報セキュリティポリシー遵守状況についての標本調査	情報管理者として適切な者が把握されていない部署が散見された。	所属における情報セキュリティ対策の権限及び責任を有する情報管理者である所属長にその自覚が無い所属長が存在したため、自覚を持たせるとともに研修を徹底するべきという指摘に対して、指摘対象課において措置を行った。 (野殿事業所) 情報セキュリティ基本十二箇条を執務室内に掲示することにより、情報管理者(所属長)であることの周知を行った。 (行政執行適正化推進課) 課内会議において、情報管理者の確認を行うとともに、情報セキュリティ十二箇条、セキュリティインシデント発生時の対応の流れについて課員全員に周知を図った。また、情報セキュリティ研修「セキュリティ対策端末操作者編」を全課員が受講した。 (東部リサイクルプラザ) 情報管理者は、岡山市情報セキュリティポリシーの理解度を深めるべく、情報セキュリティ研修を受講し、CRIST連絡先及び岡山市情報セキュリティポリシーの写しを職員に周知した。 (御津支所総務民生課) 御津支所において、情報管理者はだれを指すか等記載した岡山市情報セキュリティポリシー(抜粋版)とセキュリティ十二箇条とCSIRT連絡先を課員全員に配布し周知徹底を図った。

No.	担当課	監査項目	指摘の要旨	措置内容
				(児島地域センター) パスワードは、英数混在の8文字以上で他人に推測されにくいものを設定しパスワードを定期的に変更するよう所属職員に周知徹底し実行させた。
8	保健管理課 財産活用マネジメント推進課 環境事業課 東部リサイクルプラザ 税制課 道路計画課 地域子育て支援課 こども園推進課 議会事務局調査課 福田地域センター 児島地域センター	(2)岡山市情報セキュリティポリシー遵守状況についての標本調査	USBメモリ等の保管、利用に関して、情報セキュリティポリシーが遵守されていない。	持ち運びが容易でかつ大量のデータを記憶できるUSBメモリ等について施錠できる場所に保管するとともに利用記録簿による管理を求められたもので、指摘対象課において措置を行った。 (保健管理課) 利用記録簿を定期的に確認し、記載漏れがないか確認している。 (財産活用マネジメント推進課) すべて鍵付きのロッカーまたはキャビネットで保管し、使用する際には記録簿に記載するようにした。 (環境事業課) USB利用簿を作成・整理した。 (東部リサイクルプラザ) 施錠できる場所(情報ロッカー2の中)に保管している。 利用記録簿を使ってUSBメモリ及びデジタルカメラの使用状況を日々確認している。 (税制課) 課内において必要事項を周知するとともに、台帳等を一元管理するよう改めた。 (道路計画課) USBメモリ等の利用記録簿を作成し、保管、利用状況を把握するようにした。 (地域子育て支援課) USBメモリ等を鍵のかかる収納庫で保管するとともに、利用記録簿を作成し、管理利用状況を把握するようにした。 (こども園推進課) 監査後すぐに利用記録簿を作成し運用を行っている。 (議会調査課) 保管庫には必ず鍵をかけ、利用簿を記入している。USBを借りて返却する際は管理責任者に声掛けをして確認してもらっている。 (福田地域センター) 本課で利用するUSBメモリーは、登録簿に登録し、施錠できる場所に保管した。 利用者が利用した場合、利用記録簿に登録し、利用終了後保管場所に返却している。その後管理責任者が確認している。 (児島地域センター) 使用する見込みがないUSBメモリーについては廃止手続きを行った。また、所属職員に対し、今後USBメモリ等を登録する際は、保管・利用に関して、情報セキュリティポリシーを遵守した運用をするよう周知徹底した。

No.	担当課	監査項目	指摘の要旨	措置内容
				(地域子育て支援課) 情報管理者による自己点検を実施した。 (南区役所地域整備課) 令和2年8月28日に自己点検を実施した。次年度以降は、毎年8月中に自己点検を実施することとした。 (児島地域センター) 所属職員に対して、パソコンにパスワード入力有りの画面ロックを伴うスクリーンセーバーを設定し離席時には画面ロックを徹底すること、また自己点検を定期的実施することについて情報管理者(所属長)により指導を行った。
10	野殿事業所 財産活用マネジメント推進課 行政執行適正化推進課 環境事業課 産業廃棄物対策課 東部リサイクルプラザ 建部支所総務民生課 下水道河川計画課 道路計画課 道路港湾管理課 地域子育て支援課 こども園推進課 議会調査課 南区役所地域整備課 児島地域センター	(2)岡山市情報セキュリティポリシー遵守状況についての標本調査	インシデント発生時のフローについて理解が徹底されていない。	情報漏洩等のインシデント発生時の対応フローの理解が徹底されていないとの指摘に対し、指摘対象課において措置を行った。 (野殿事業所) 情報セキュリティ基本十二箇条を執務室内に掲示することにより、インシデント発生時にも速やかに対応できるよう意識付けを行った。 (財産活用マネジメント推進課) 課内の職員にインシデント発生時のフローについて説明したほか、執務室内にもフローを掲示した。 (行政執行適正化推進課) 課内会議において、適切なフローについて周知し、課内掲示板に「セキュリティインシデント発生時の対応」の流れを掲示した。 (環境事業課) 「情報セキュリティインシデント対応・報告手順」を所属員全員に回覧し、よく読み、対応等の手順を把握するよう促した。 (産業廃棄物対策課) 本年度の報告ルートを更新し、課内周知済み。 (東部リサイクルプラザ) 情報セキュリティインシデント(情報漏洩事態等)発生時にCSIRTへの報告を行うなど、岡山市情報セキュリティポリシーの理解度を深めるべく、CRIST連絡先及び岡山市情報セキュリティポリシーの写しを職員に周知した。 (建部支所総務民生課) 所属職員に情報セキュリティ基本ポリシー等を回覧するとともに情報推進員からインシデント発生時の対応等の説明を行い、周知を図った。 所属職員に情報システム課の指定する情報セキュリティ研修を受講させ、岡山市情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を図った。 (下水道河川計画課) インシデント発生時のフローを再確認するとともに、情報セキュリティの重要性について課員が共通の認識を持ち、岡山市情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守するよう周知した。 (道路計画課) 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ基本十二箇条を課内で回覧し、インシデント発生時の対応についても周知した。

No.	担当課	監査項目	指摘の要旨	措置内容
18	区政推進課	(5)住民記録システム	システム調達にあたって、投資対効果の評価がなされていない。	次回調達時には情報部門の調達ガイドラインに基づき、必要とされる投資対効果の評価を行う。
19	区政推進課	(5)住民記録システム	SLAに関する合意書を交わしていない。	令和2年4月30日付でSLAを締結した。
20	区政推進課	(5)住民記録システム	ワイヤーによるパソコンの固定がされていない。	受検後すぐに、端末の固定について徹底した。
21	区政推進課	(5)住民記録システム	情報セキュリティインシデント発生時になすべき手続の理解が不十分である。	受検後すぐに、課内で周知を図った。
22	区政推進課	(5)住民記録システム	自己点検がなされていない。	毎年10月に自己点検を行う。
23	税制課	(6)市税証明書コンビニ交付システム	見積書を3者から得ていない。	次のシステム調達においては注意してまいりたい。
24	税制課	(6)市税証明書コンビニ交付システム	USBメモリの管理方法が不適切である。	施錠できる場所において、USBメモリ等の管理を徹底している。
25	税制課	(6)市税証明書コンビニ交付システム	USBメモリ等記録簿の記載方法が不適切である。	USBメモリ等に係る各種台帳の記載・整備等を実施した。
26	税制課	(6)市税証明書コンビニ交付システム	離席時設定等課内のセキュリティに不備がある。	一定時間で画面がスクリーンセーバーに切り替わるよう設定変更を行った。
27	税制課	(6)市税証明書コンビニ交付システム	自己点検がなされていない。	本システムの運用前ではあるが、情報管理者として実施すべき自己点検を実施した。
28	情報システム課	(7)(内部管理)基盤システム	自己点検がなされていない。	昨年度内に自己点検を実施済み。
29	情報システム課	(8)(新)岡山市庁内LANシステム	本システム調達にあたって、投資対効果の評価がなされていない。	次回調達時には、情報システム調達ガイドラインに基づき、投資対効果の評価を行う。
30	情報システム課	(8)(新)岡山市庁内LANシステム	本システム運用後に投資対効果等の検証がなされていない。	次回調達時には、情報システム調達ガイドラインに基づき、投資対効果の評価を行う。
31	情報システム課	(8)(新)岡山市庁内LANシステム	自己点検がなされていない。	昨年度内に自己点検を実施済み。

令和元年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和2年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	監査項目	意見の要旨	措置内容
1	高齢者福祉課 生活保護・自立支援課 下水道経営企画課 配水課	(1)全情報システムについての調査	構築プロセスや運用保守の品質に問題がある情報システムについて、適切な検証及び今後の構築等へのフィードバックが期待される。	(高齢者福祉課) 令和元年6月に消防局に設置している受信センター装置と同じOSのバージョン(Windows7)に高齢者福祉課内のセンター装置を更新している。 (生活保護・自立支援課) 令和2年度の契約においては、仕様書に記載して締結。障害が起こった場合にも24時間以内の復旧が可能な体制とした。 (下水道経営企画課) 専門会社にメール送信時のサーバー稼働状況について調査を依頼し、その報告を受けた。その結果により、平成30年8月に従来のSMTPサーバー(office365)から他者のメール配信サービス『SendGrid』に変更し、それ以降は定期的な予行演習やBCP訓練において障害は確認されておらず、問題なく稼働している。 (配水課) 平成31年3月対応済みであり、拠点間(各事務所)の帯域強化により、通信速度は改善された。令和元年度以降、データ配信による障害事例は無い。
2	ICT推進課 情報システム課	(1)全情報システムについての調査	保守契約における随意契約の比率が極めて高く、経済的な契約がなされているか疑問である。	情報二課の局室支援班リーダーに、年度当初のキックオフ会議及び情報システム予算ヒアリング説明会にて周知実施済。
3	ICT推進課 情報システム課	(1)全情報システムについての調査	他の情報システムまたは他職員とIDの共用状態にある情報システムが多数存在する点については改善が期待される。	令和2年6月19日に職員用グループウェアの掲示板にて、共有ID利用の場合のアカウント管理の注意点を周知した。
4	ICT推進課 情報システム課	(1)全情報システムについての調査	不要となったIDについて、確認、処分が十分になされていない。	令和2年6月19日に職員用グループウェアの掲示板にて、アカウントの棚卸しが必要な旨を周知した。
5	ICT推進課 情報システム課	3 岡山市の情報施策全般に関する評価	情報システム導入に関する要件定義書、基本設計書、契約書は、少なくともシステム運用が終了するまで保管し、直ちに参照できるよう管理することが期待される。	令和2年7月20日実施の局主管課長会議にて、情報システム開発時の資料等はシステム利用終了まで適切に保管するよう周知した。
6	ICT推進課 情報システム課	3 岡山市の情報施策全般に関する評価	パソコンの設定やUSBメモリ等の調達、配布について改善の余地がないか情報二課による検討が望まれる。	情報系パソコンの一律設定について、実施済。 暗号化未対応のUSBメモリのOSによる暗号化実施など、USBメモリの適切な利用について引き続き周知に努める。

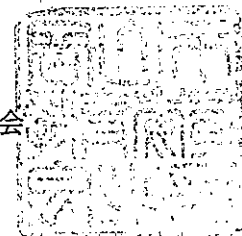
No.	担当課	監査項目	意見の要旨	措置内容
18	税制課	(6)市税証明書コンビニ交付システム	要件定義書やシステム基本設計書の確保が困難となる構築や契約形態でのシステム開発については慎重な検討がなされるべきである。	本市が定めた仕様書においては、J-LISが定めた要件定義書及び仕様書等に沿ってシステムを構築することとしており、これらの資料のみでは確定されない部分(本市独自のシステム間連携や運用を踏まえたシステムの設定等)については、当課とベンダー間における確認資料として要件定義書を作成したものである。 今回、資料の標題が異なったことで要件定義書が存在しないという疑義を招いたため、資料の標題を要件定義書に改めた。
19	情報システム課	(7)(内部管理)基盤システム	検査報告書の作成にあたっては、より適切な方法を取るべきである。	次回調達時には、情報システム調達ガイドラインに基づき、より適切に検査報告書の作成を行う。
20	情報システム課	(7)(内部管理)基盤システム	投資対効果の検証方法を再考すべきである。	次回調達時には、情報システム調達ガイドラインに基づき、投資対効果の評価を行う。
21	情報システム課	(8)(新)岡山市庁内LANシステム	システムの検収にあたっては、実際に契約した内容のとおり、完成しているか岡山市として確認する体制を整えることが望ましい。	次回調達時には、情報システム調達ガイドラインに基づき、より適切に検査報告書の作成を行う。
22	情報システム課	(8)(新)岡山市庁内LANシステム	SLAサービスレベル検討会の設置が合意化されていない。	次回調達時には、サービスレベル合意書を締結しサービスレベル検討会等の会議体を設置する。
23	情報システム課	(8)(新)岡山市庁内LANシステム	SLA運用マニュアルの実効性に疑義がある。	次回調達時には、SLA運用マニュアルに代え、サービスレベル合意書を締結する。
24	情報システム課	(9)共通基盤システム	システムの検収にあたっては、より適切な方法をとるべきである。	次回調達時には、情報システム調達ガイドラインに基づき、より適切な検収を行う。
25	生活保護・自立支援課	(10)福祉総合システム	検収において要求仕様が満たされているかを十分に確認しているか疑義がある	サービスレベル管理報告書を提出させ、評価根拠資料とした。
26	生活保護・自立支援課	(10)福祉総合システム	契約どおりの書面による通知を行っていない	SLAに基づく年度末の品質評価により委託料の金額が決定後、速やかに書面により通知した。
27	生活保護・自立支援課	(10)福祉総合システム	フロッピーディスクについての管理が適切に行われていない	管理台帳を作成し、使用者や使用目的などを管理できる体制とした。
28	料金課	(13)料金滞納整理支援システム	構築プロセスを記載する書面のうち、要件定義書及び検査報告書は、少なくともシステム運用が終了するまで保管するとの取扱いを検討すべきである。	令和元年度に構築した後継の「料金滞納整理支援システム」については、要件定義書及び検査報告書については運用が終了するまで保管する。

岡 教 企 第 2 4 6 号

令和 2 年 1 1 月 2 0 日

岡山市監査委員 様

岡山市教育委員会



包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

・ 令和元年度包括外部監査 30 項目

以上



令和元年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和2年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	監査項目	指摘の要旨	措置内容
1	保健体育課	(2)岡山市情報セキュリティポリシー遵守状況についての標本調査	USBメモリ等の保管、利用に関して、情報セキュリティポリシーが遵守されていない。	①廃止・処分したUSB(2本)については、令和2年3月10日に廃止届済。 ②USBを利用する際には、利用記録簿に記入した上でUSBを利用するように徹底した。
2	保健体育課	(2)岡山市情報セキュリティポリシー遵守状況についての標本調査	情報管理者による自己点検が履践されていない。	離席時には、一定時間でログアウトする設定を行った。 また、8月11日以降、操作が10分以上ない場合に画面がロックされるよう、自動画面ロック設定が適用されている。
3	就学課	3 岡山市の情報施策全般に関する評価	学校現場におけるUSBメモリ等の取扱いについて、岡山市教育情報セキュリティポリシーの遵守がなされていない。	令和2年度において、岡山市教育情報セキュリティポリシーの内容に従った取扱いとするよう文書通知済みであるが、今後も必要に応じて通知等を行う。
4	就学課	(11)教育ネットワークシステム	システム調達にあたって、投資対効果の評価がなされていない	事前評価についての指摘であるため、次回調達時に行う。
5	就学課	(11)教育ネットワークシステム	参考見積の徴収方法が適切とは言えない。	次回調達時には、現行業者以外にも見積可能な業者があれば、3者の見積りを徴収することとしたい。
6	就学課	(11)教育ネットワークシステム	契約書にSLA契約を締結することとされているのに、締結しておらず努力目標としていた。	令和元年10月にサービスレベル合意書の締結を行った。
7	就学課	(11)教育ネットワークシステム	本システム運用後に投資対効果等による検証がなされていない。	本システム運用後、投資対効果の検証を行った。
8	就学課	(11)教育ネットワークシステム	教育サーバセンター運用保守について随意契約としているが2者からの見積書を徴求していない。	令和2年度においては一般競争入札を実施した。
9	就学課	(11)教育ネットワークシステム	離席時設定等課内のセキュリティに不備がある。	一定時間入力がない場合には、画面ロックするようにPC設定を変更した。
10	就学課	(11)教育ネットワークシステム	情報セキュリティインシデント発生時になすべき手続の理解が不十分である。	教育ネットワーク管理者(就学課長)や教育情報システム担当者において、情報セキュリティ全庁共通手順(情報セキュリティインシデント対応・報告手順)に基づき、情報セキュリティインシデント発生時の情報部門との連携等について徹底した。

令和元年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和2年9月30日現在で改善措置を講じた事項

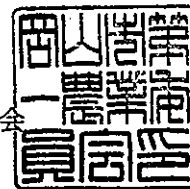
【意見】

No.	担当課	監査項目	意見の要旨	措置内容
1	就学課	3 岡山市の情報施策全般に関する評価	学校現場におけるパソコン数が不足しており、共用状態または不足数について学校独自調達を行っていることがうかがえ、早期に改善することが望ましい。	令和元年度、一括調達台数を以前の台数より約500台増やした。また、リース終了後の買取パソコンも用意し、不足数を補えるよう対応した。
2	就学課	(11)教育ネットワークシステム	システムの検収にあたっては、より適切な方法をとるべきである。	システム構築時の検収については、今後、仕様要件を満たすことを確認するためのチェックリスト等を作成し、検収を行う。
3	就学課	(12)校務支援システム	本システム運用後の投資対効果等による検証を行うべきである。	本システム運用後、投資対効果の検証を行った。
4	就学課	(12)校務支援システム	校務支援システムから出力される通知表の形式を統一されたい。	「通知表は、学校独自の形式が可能である」ということは変わらないが、令和2年度から、学校の負担軽減のためサンプル様式を教育委員会から提案し、可能な限りそのまま使用してもらえよう準備した。
5	就学課	(12)校務支援システム	教職員の校務支援システムのスキルアップについて研修等を行うべきである。	個々の帳票を操作するにあたり、すべての学校が同一状況ではなく、実態（児童生徒数、転出入状況）に応じて、それぞれに悩みも異なる為、すべての質問に対応する研修は困難である。そのため、スキルアップの研修については、ニーズの多いものに的を絞って実施し、併せてフリーダイヤルのヘルプデスク利用を呼びかけ、即日解決できるよう体制を整えている。また、問い合わせの多い案件はQ&Aとして保管し、確認できるようにもしている。さらに、引継ぎを年間を通して十分に行うよう、昨年度末に指導している。
6	就学課	(12)校務支援システム	本システム運用後に投資対効果の検証がなされていない。	本システム運用後、投資対効果の検証を行った。
7	就学課	(12)校務支援システム	インシデント発生時に適切な行動が取れるか疑義がある。	情報管理者やその役割、インシデント時のルーティン等について、課内で適切に把握し、適切な行動がとれるよう理解した。

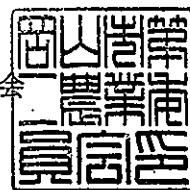
岡第一農委第539号
令和2年11月20日

岡山市監査委員 様

岡山市第一農業委員会



岡山市第二農業委員会



包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

・令和元年度包括外部監査 2項目

以上



令和元年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和2年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	監査項目	指摘の要旨	措置内容
1	第一農業委員会事務局	(2)岡山市情報セキュリティポリシー遵守状況についての標本調査	利用されているパスワードの堅牢性が不十分な部署が過半数であった。	静脈認証及び個別の利用者番号は8桁以上のパスワードを採用する。
2	第一農業委員会事務局	(2)岡山市情報セキュリティポリシー遵守状況についての標本調査	インシデント発生時のフローについて理解が徹底されていない。	情報管理者(所属長)から各職員に、農家台帳システムが有する個人情報等の重要性を認識させ、万が一にも情報漏洩等が発生した場合は、岡山市情報セキュリティポリシーに基づき、情報管理者に報告するよう周知徹底した。情報管理者は、報告を受けた場合は、速やかにCSIRT(責任者情報システム課長、副責任者ICT推進課)に報告することの再認識を行った。